申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	特別療養証明書の再交付
	去令及び条項	国民健康保険法施行規則第28条第6項
所 管	部 課 係 名	いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
審	関係条項	
		第28条 6 世帯主又は組合員は、特別療養証明書を破り、汚し、 又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を 有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請し なければならない。
查		
	基準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成31年1月1日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	1週間程度
期間	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)